

収集運搬業許可申請にあたっての注意事項

許可申請書の記入上の留意事項

- 1 申請日は、空欄で持参し、申請時に書き込んでください。
- 2 電話番号は処理業の窓口になる番号を記入してください。
- 3 事業の範囲は、積替え保管を行うかどうか明記してください（「積替え、保管を含む」、又は「積替え、保管を除く」）。
- 4 取り扱う産業廃棄物の種類において、以下の事項を明記してください。
 - (1) 「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」については、自動車等破砕物（いわゆるシュレッダーダスト）を取り扱うかどうか明記してください（「自動車等破砕物を含む」、又は「自動車等破砕物を除く」）。
 - (2) 「汚泥」、「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」及び「がれき類」については、石綿含有産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください（「石綿含有産業廃棄物を含む」、又は「石綿含有産業廃棄物を除く」）。
 - (3) 「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「鉱さい」及び「ダスト類」については、水銀含有ばいじん等（燃え殻、汚泥、鉱さい、ダスト類にあつては、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの。廃酸、廃アルカリにあつては、水銀を 15mg/L を超えて含有するもの。）を取り扱うかどうか明記してください（「水銀含有ばいじん等を含む」、又は「水銀含有ばいじん等を除く」）。
- 5 「積替え、保管を除く」、「積替え、保管を含む」のそれぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください（「以上○品目」の後に、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く」を記入）。

なお、記載例のように、水銀使用製品産業廃棄物の積替え、保管は行わないが、積替え、保管を行う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物と同じ産業廃棄物の種類が含まれる場合、当該産業廃棄物の種類は「積替え、保管を除く」及び「積替え、保管を含む」の両方に記載してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - (1) 廃棄物の種類は、以下の品目名を記入してください。
 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類
 7. ゴムくず 8. 金属くず 9. ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 10. 鉱さい 11. がれき類
 12. ダスト類 13. 紙くず 14. 木くず 15. 繊維くず 16. 動植物性残さ
 17. 動物系固形不要物 18. 家畜ふん尿 19. 家畜の死体 20. 令第2条第13号廃棄物
 - (2) 予定排出事業場が、工事現場等で特定できない場合は、事務所の所在地に加えて、「県内各工事現場」等と記入してください。
 - (3) 予定運搬先が愛知県許可以外の処理業者の場合は、当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者の処分業の許可証の写しを添付してください。
- 2 車両に関する書類
 - (1) 運搬車両
 - ・ 土砂等運搬禁止車両では、がれき類、鉱さいは運ぶことができませんので、注意してください。
 - ・ 感染性産業廃棄物を運搬する場合は、保冷車又は空調設備を備えたバンタイプの車両としてください。
 - ・ 家畜の死体を運搬する場合は、運搬中の腐敗を防止するため、保冷車、冷蔵車又はそれらと同等の腐敗進行防止措置を講じた車両としてください。

(2) 車検証の写し

- ・ 他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書等の写しも添付してください（名義貸しの内容とならないこと。また、使用権原に制約がなく、1年以上の一定期間継続的に使用できること。）。
- ・ 運搬施設が船舶の場合、車検証に替えて、船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶検査手帳、積載量を証明する書類（載貨重量トン鑑定書等）及び海運業を証明する書類（内航定期傭船契約書等）を添付してください。

3 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し

(1) 次に掲げる者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程（新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする）を修了した者であることが必要です。

- ・ 法人の代表者（個人である場合は申請者）若しくはその業務を行う役員（監査役、相談役、顧問、執行役員等は該当しない。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の10に規定する使用人のうち本店、支店、事務所又は事業場（積替え、保管施設）の代表者であって、愛知県における産業廃棄物収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する使用人。

(2) 講習については、次に掲げるものが有効です。

ア 新規許可申請の場合

- ・ 新規許可講習
→ 許可申請の日から起算して5年前の日までの間に修了したもの
- ・ 更新許可講習（他県等で既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業(※)の許可を取得している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業(※)の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって、同一の者が講習を受講した場合に限ります。なお、他県等の許可証の写しの添付及び原本の提示が必要です。）(※)同一の許可区分でのみ有効
→ 許可申請の日から起算して5年前の日までの間に修了したもの

イ 更新許可申請の場合

- ・ 新規許可講習及び更新許可講習
→ 許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日（当日を含む。）から許可の有効期限の日までの間に修了したもの。ただし、直前の更新許可申請で修了したものを除く。
（更新許可申請の都度、講習の受講が必要です。）

ウ 変更許可申請の場合

→ 直前の許可申請で添付したもの又は直前の許可申請後に修了したもの

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会の修了証で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることもできます。（逆は不可。なお、処分課程で、収集運搬課程を兼ねることはできません。）

4 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- (1) 資金を借入する場合は、融資証明書及び返済計画を添付してください。
- (2) 新たに資金を調達する必要がある場合は、その理由を明記してください。

5 直前3年の法人税の納税証明書（法人の場合）

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されていること。
- (3) 新規法人で、実績がなく3年分の納税証明ができない場合は、理由書及び中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書を添付してください。

6 資産調書、所得税の納税証明書（個人の場合）

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されていること。

- (3) 被雇用者が転業により申請する場合で、給与所得のみ等の理由で確定申告を行っていないときは、直前3年間の納税証明書、源泉徴収票の写し及び中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書を添付し、それ以外の場合で確定申告をしていない場合は、理由書、直前3年間の納税証明書及び中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書を添付してください。

7 直前3年の各事業年度の確定申告の写し

法人の場合は別表一及び別表四の写しを、個人の場合は第一表の写し（青色申告を行っている場合には直前事業年度の貸借対照表）を添付してください。

なお、修正申告又は更正・決定がある場合は、その写しもあわせて添付してください。

連結確定申告の場合は、「法人税の納付すべき額を証する書類」として、親法人がその所管税務署に提出した連結確定申告書（別表一の二(1)、別表四の二）及び「個別帰属額等の一覧表」並びに自社単体の「個別帰属額の届出書」及び別表四の二付表を添付してください。

8 定款（又は寄附行為）及び 法人の登記事項証明書

定款（又は寄附行為）については、申請者により余白に原本であることの証明をしてください（「この定款は、原本と相違ないことを証明します。」と「日付」、「住所」、「社名」、「代表者名」を記載してください。）。

また、法人の登記事項証明書は履歴事項全部事項証明書としてください。

9 積替え、保管施設に関する書類（積替え、保管を行う場合のみ）

(1) 保管上限、保管高さについて法律等により制限されるため、事前に相談してください。

(2) 公図には、事業場の範囲、施設の配置を記入してください。

10 中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書

(1) 債務超過とは、自己資本比率〔純資産合計（資本金だけでなく、利益剰余金や評価・換算差額等を加えたもの）を負債・純資産合計（総資産）で除して百分率で表したもの〕が負の数値である場合をいいます。

(2) 診断書は、今後5年間の事業の収支計画を踏まえて作成するようにしてください。

(3) 診断書の作成の可否については、あらかじめ所管の東三河総局又は県民事務所にお尋ねください。

その他

1 電子申請及び郵送での受付はしていません。申請は、所管の東三河総局又は県民事務所で行ってください（問合せ先参照）。

2 法人の登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書、その他各種証明書については、2部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。

なお、原本照合を申請先で行えば、正本の添付省略も可能です。

証明書は、発行から3か月以内のものが有効です。

3 講習会の修了証、新規許可申請に更新許可講習の修了証の写しを添付する場合の他県等の許可証、源泉徴収票、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証書、先行許可証については、申請受理時に原本照合しますので、原本を持参してください。

4 添付書類は提出書類一覧表の番号順にそろえて2部提出してください。なお、車両の写真又は構造図及び車検証についても運搬車両一覧の記載順にそろえてください。

5 更新申請は、できるだけ許可期限の3か月前から2か月前までの間に行ってください。

○申請手数料

産業廃棄物収集運搬業	新 規	81,000円
	更 新	73,000円
	変 更	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新 規	81,000円
	更 新	74,000円
	変 更	72,000円

手数料は申請受付時に県証紙もしくは窓口キャッシュレス決済で納入していただきます（県証紙は東三河総局及び県民事務所等で販売しています）。

○産業廃棄物処理業に関する問い合わせ先

窓口	所在地（電話）	所管市町村
東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 (0532-54-5111(代表))	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (0536-23-2117(直通))	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (052-961-7211(代表))	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、 大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 (0567-24-2111(代表))	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 (0569-21-8111(代表))	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (0564-23-1211(代表))	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 (0565-32-7494(直通))	みよし市

- * 初めて愛知県知事の許可を申請する場合は、貴事業所(施設を有する場合はその施設)の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所で行ってください。
- * 愛知県の所管区域内に貴事業所等が存在しない場合は、希望する東三河総局又は県民事務所で行ってください。
- * 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市で処分業を行う場合は、それぞれの市役所に申請してください。また、収集運搬業は、原則として愛知県のみ申請となりますが、一つの政令市内のみで積み下ろしをする場合、又は、政令市内で積替え・保管を伴う場合は当該政令市への申請が必要です。

○講習会の問い合わせ先

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会
〒460-0022 名古屋市中区金山 2-10-9 第8フクマルビル 5F
電話 052-332-0346

愛知県環境局資源循環推進課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-961-2111(代表) FAX 052-953-7776
E-mail junkan@pref.aichi.lg.jp